

古代印度の家族制度

宮澤一成

本論に於ては、原始仏教々団の社会的背景に対する一考察として、古代印度人の家族制度及び家族倫理について述べんとするものである。従つて研究の才一資料としてマヌ法典(中野義照訳元五二刊)を中心として展開する。マヌ法典は中野氏によれば(中野氏訳マヌ法典序田貞)、西紀前後二世紀の大作とせられており、内容の上からは前代諸家の説を綜合大成したものであるから、資料としては、大体に於て原始仏教時代に一致する。

先づ古代印度に於けるインド・アーリアン人の家族は未分家族即ち非分割家族であつて集合家族や家共同体とほゞ同じ内容のものである。その成員は家長妻子孫の三代に亘り、祖先と住居と食事と財産とを共にする傍係親族を含む大家族組織である。印度に於て、氏族(*Kula*)と云う語は、それ自体家族をも意味している。従つて家族(*Kula*)は親子兄弟のみならず、妻子と親族と朋友と近親の群とかれにたよつて生活するもの共(奴婢傭人)全てを含んでいる。

而し仏教がガンジス河の流域に興起した時には、アーリア人のみならず、ドラヴィタ人やコラリア人などはそれぞれの家族制度を成立せしめ、それぞれの伝統を維持していくであろうと考える。アーリア人が侵入して来たときは、彼等ドラヴィタ人は大河の流域、或は平原の諸々に棲息して、部落共同体による集団生活をいとなみ定住していた。彼等の家族は一妻多夫によ

る母系制である。従つて女性が家族内に於て、重要な地位をしめていたのである。この母系社会たるドラヴィダ文化が、新らしい征服者である父系社会のアーリア文化に大きな影響を与えていることは注目しなければならない。例えば「マハーバラタ」の中で婚えらびで獲得した王女を勝利者の兄弟五人の「共通の妻」としたことが記されており、これは勿論「多妻婚」を意味している。又後世のインド人一般の命名法にも影響を及ぼしている。

当時再生族たるアーリアン人の一生は四つの生活期に分れ、一定の年令に達すれば師家に入住して学習し(林棲期 *Brahmacarin*)、次いで結婚して家長としての義務を果し(家長期 *Grahastra*)、然る後森林に隠棲し苦行をし(林棲期 *Vānaprastha*)、終りに雲水の生活をしてした(遊行期 *Sannyāsin*)。結婚して一家をなすと、男子は家長期に入り、家庭の主宰者として無数の祭事を行わねばならなかつた。又法典には次の如く規定してゐる。「家主は結婚時に點じた聖火を以て儀軌に従つて家庭的祭事及び五大祭事を執行すべく、またそれを以つて日々その調理をもなすべきである」。(マヌ三・六七・五九頁) 五大祭事とはシヤタバタ梵書(二・五・六一)によれば、家長の日常の義務として所謂五種の祭事、即ち神祭(*Devayajna*)、梵祭(*Brahmayajna*)、祖先祭(*Pitṛyajna*)、萬靈祭(*Bṛhatyajna*)、人祭(*Noyajna*)である。家庭經(カタタマ家庭經一・二・三)(アーラムブーナ家庭經三・一)は特にこれを日常の五大祭(*Panca maha yajñah*)と名づけて凡て根本的なものと見做した。即ち家長は家庭的宗教の祭主たる地位にあつたのである。「この七靈祭、有名なもので祖靈祭と名づけられ新月の日に奉行せられる、これに熱心なる者には伝承的儀軌に従つて奉行せられる亡靈祭の果報は常にもたらされる」(マヌ三・三七・六七頁)と、靈の火が祖先の靈の象徴として祭られ、毎月の親月の際には祖靈祭(*Śrauddha*)が行なわれた

のである。家長は族中最年長の男子であつて、一族の財産の管理の外、族内のすべての事件を処理する权限を与えられている。家の相続は祭主たる地位の相続と不可分の關係にあつた。「人は子によりて世界を征服し、子の子によつて無辺界を享ける。次に子の孫によつて太陽の右界を獲得するのである」(マヌ九、一三七、二五七頁)「長子誕生の刹那には人は子の父となり、祖靈への債務を辨済する。故にその子は全財産を相続する資格を有する」(マヌ九、一〇六、二五三頁)彼等は子によりて自己の肉体が未來に相続するのみでなく、死後の靈魂も子の供養によりて救はれると信じたのである。摩訶婆羅多には、子孫のないため祭祠を行うものがなく、眩野の穴の中に倒懸の(Avalambana)苦を受けていたバラモンのあつた事を記している(池田澄達氏マーバラヒラーマーヤナ八六一=三〇三頁)。マヌ法典によれば、「子はアム(put)と名づけられる地獄からその父を救済する、(trāyate)。それ故に彼はスヴァヤムブー自らによつて(アトから救済者として)アトラ(put-ara)と云はれたのである(マヌ九、一三八、三五七頁)。かかるputra(子)の字義分解によつてもわかる様に、印度に於ては古来継嗣なくして死んだものは惡處に墮すると云う信仰があり、斯くて前述の如くバラモン等再生族は梵行期を終つて家に帰り、結婚して子を生み、後嗣を定め、祖先の靈を慰め諸神を祭らねばならなかつたのである。

更にマヌ法典は「父母がその子を産むに際して受けた大きな苦痛は、よし百年を費すとも尚償うことの出来ないものである」(マヌ三、一一七、田六頁)と規定している。更に「かれら兩人(父母)の喜ぶべきことを常になすべく、アーチャルヤの所愛を一切時になすべきである。實にこれら三者が満足する時にこそ苦行から生ずる一切の果報を獲得するのである」(マヌ二、三三八、四七頁)「これら三者に対する敬順は最高の苦行であるといはれる。彼等の許可がなければ他の聖法を実習し

てはならぬ」(マヌニ・三三九・四七頁)「これら三者を尊敬する人は一切の聖法を尊敬する人である。されどこれら三者を尊敬しない人はその一切の聖儀を無果とするものである」(マヌニ・二三三・四七頁)。「よし苦しめられる共アーチャールヤ、父母及び長兄は不敬視されではならぬ。特にプラーフマナ族においては然り」(マヌニ・三三五・四六頁)

父と母(及び時には長兄)に対する償は一生かかっても出来るものではない。常にかれら両人の書るべきことをなすべきであると云う。然しここで注意すべきは既に中村元氏によつて指適されているが如く、從来のバラモンの用語であるサンスクリット語に於ては、兩人(父母)と云う場合には、父(पितॄ)の両敷形(父二人)で両親の意味を表示していることである。このことはアーリアン人の父权制たる要素が充分に示されており、後に述べる妻の三従に示される如く、母は子よりは母として尊敬されても、夫(家長)には從属しなければならなかつたのである。ここに古代印度に於ける女性観の母として、妻としての三面性が見られる。マヌ法典に於ては、母と父とに於ては母の方が父よりも千倍優越していると云う。アーチャルヤはウパードヤーヤよりも十倍、父はアーチャールヤよりも百倍、されど母は父よりも千倍重く優越している」(マヌニ・二五三・三六頁)更に「父は家主火であり、母は南火であり、師伝は供養火であると伝承せられた。これらの三火は最も尊重すべきものである」(マヌニ・三三一・四七頁)。これら三火を肉却しない者は家主となつた後も三界を征服するであろう。而も兄の肉身は天神の如く輝き天上に愉悦するであろう」(マヌニ・二三一・四七頁)

婦人には理想的の妻として、若くしては親に嫁しては夫に、老いては子に従うと云う婦人三従の道徳が要求され、貞淑從順が妻の美德とされている。

「幼年には父に従属すべく、青年にはその手を執りし夫に、夫の死後はその子に従属する、婦女は決して独立することを得ない」(マヌ五・一四八、二三九頁)「幼年と青年と老年とを問わず女子は何事をも独立になすことを得ない」(マヌ五・一四七、二三九頁)又「婦女は常に愉快に、家事の處理を賢明になり、家具の清潔に留意し、支出に於ては節約しなければならぬ」(マヌ五・一五〇、二三九頁)と規定している。

マヌ法典は一夫妻を理想とし、また夫婦の最高の法は生涯を通じての相互の信頼であるとする。『他の男子によつて与えられた子は茲には合法的でない。また貞節なる妻に對しては何処にもオニの夫は規定されていない』(マヌ五・一六三、二〇〇頁)「死に至るまで相互に信頼を続けよう。それが夫妻に対する最高の法の綱要であると認めらるべきである」(マヌ九・一〇一、二五二頁)「結婚式を完了した夫妻は常に自分らが分離しないように相互の信頼を破らないように努力しなければならない」(マヌ九・一〇三、二五三頁)。

マヌ法典によれば、父の死後兄弟が同居する場合弟が長兄に對して、父に對すると同じ様に振舞うことを要求している。又父母の死亡後に於てその遺産相続は兄弟が分配することも出来、長兄のみが全財産を相続することも出来ると規定している。而して父即ち家長の生存中はその妻子及び奴隸等凡て無産である。「父がその諸子を護持した如く、長兄は諸弟を護持すべきであり、また諸弟は法に従つて恰も父に對する諸子の如く長兄に對して行動せねばならぬ」(マヌ九・一〇八、二五二頁)。長兄は家族を繁栄せしめ、或は破滅せしめる。長兄は世間に於て最も尊敬せらるべき・善人によつて非難されではならぬ」(マヌ九・一〇九、二五三頁)。「父母の死亡後兄弟は相集まつて父の財産及び母の財産を平等に分配することが出来る」(マヌ九・一〇四、二五三頁)「或は長兄だけが

父の財産を全部相続し、残余のものは恰も父の下でした如くかれの下で生活せしめることも出来る」(マヌカ、一〇五、二五三頁)。「妻子及び奴隸、これ等の三者は無産であるといはれる、彼等が得る財産はかれらの雇する人のために所得せられたものである」(マヌハ、四一六、三三八頁)。長兄がもし弟の保護と教育とを怠る場合には、彼は父の代理人としての資格を失つて、伯父もしくはその他の親族に対すると同じ程度の尊敬を与えられるだけであり、又父が懲戒のために自由に子を打つことが出来るのに反して、長兄はたゞ壽行と傷害の罪を犯した弟を打つことを許されたに過ぎない」(マヌカ、二〇、二五四頁)

以上述べて来た如く、アーリアン人は次第にドライヴィタ等の原住民を圧倒し、父を家父長とする大家族生活を嘗み、祖先崇拜がその家族倫理の中核を支配するに至つた。やがてガンジス河地方に移住した彼等は村落共同体を形成し、バラモンを中心とした氏族制農村社会を形成したのであるが、次第にバラモン教の勢力が増大し、形成化し、家族制度は全くバラモン教の法の下に左右されるに至つたのである。ここに仏教興起の幾多の契機をはらんでいるのである。

成尋の参天台五台山記

吉秀 静

成尋の参天台五台山記を通して彼の都に於ける活躍等を見たのである。参天台五台山記は字の如く天台、五台の靈地巡礼を志し日本を発ち支那に渡つての日記である。日記であるから色